

平成 28 年度低炭素型廃棄物処理支援事業
廃棄物収集運搬車の低燃費化事業
(FAQ : よくある質問)

<申請について>

問 1-1 補助対象車両は「購入」ではなく「リース契約」でも補助金の申請は可能か？

A リース契約は認められません。

【理由】

- ①補助金の申請ができる者は、補助対象車両の所有者に限ります。
- ②また、補助金の申請ができる者は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者に限ります。このため、リース事業者は申請できません。

問 1-2 補助対象車両の使用者でも補助金の申請は可能か？

A 申請できません。

【理由】補助金の申請ができる者は、補助対象車両の所有者に限ります。

問 1-3 「割賦等所有権保留は認められない」としている理由は何か？

A 補助金の申請ができる者は、補助対象車両の所有者に限ることから「割賦等所有権保留は認められない」としています。

問 1-4 抵当権を設定したため、自動車検査証は「使用者」となっているが、補助金の申請は可能か？

A 申請できません。

【理由】抵当権の設定は財団の承認が得られれば認められますが、ご質問の内容は抵当権の設定に伴い「所有権保留」となっていると思料します。問 1-3 の回答と同様に「所有権保留」は認められず、補助金の申請ができる者は、補助対象車両の所有者に限ります。

問1-5 「廃棄物処理業の売上げが全体の半分以上ない」とは、どういう意味か？

- A 補助金の申請をする法人の直近の決算期の廃棄物処理業に係る売上額が、原則、全体の売上額の半分以上ないと補助金の申請はできません。

＜補助対象車両について＞

問2-1 補助対象車両の要件に適合するかどうかはどのように判断すれば良いか？

- A 公募要領の「別表」（先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧）に記載された車両が、補助対象車両です。
ただし、この一覧表に記載の無い型式も補助対象車両の要件に適合する場合もあり得ますので、車両メーカー若しくはディーラーに確認していただくか、当財団に相談して下さい。

問2-2 平成27年度重量車燃費基準以上はどのように証明すればよいか？

また、平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上は、どのように証明すればよいか？

- A 車両メーカーが発行している補助申請車両のカタログの主要諸元表などに示されている「重量車モード燃費」で証明出来ますが、公募要領の「別表」（先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧）に記載された車両メーカーの型式であれば要件を満たしています。

問2-3 補助対象経費に係る見積書・請求書・支払いを証する書類の写しの日付は、有効期間等はあるのか？

- A 全ての書類は、平成28年4月1日以降に補助対象車両を新車新規登録したと認められる日付であることが必要です。

問2-4 どのような車両装備（オプション品）が補助対象経費になるのか？

- A 下記のオプション装備品については、原則、補助対象経費（標準装備品）に含みます。ただし、審査により、過大なオプション装備品と判断した場合には、補助対象外とする場合があります。

1. 安全走行等に必要な装備品
2. 環境保全（燃費改善に資する等）に必要な装備品
3. 廃棄物収集運搬に必要な装備品

問2-5 ハイブリッド車は補助対象にならないのか？

- A ハイブリッド車については、本事業の他に環境省所管事業「先進環境対応トラック・バス導入加速事業」で補助対象としておりますので、そちらに補助金の申請をしてください。

なお、「先進環境対応トラック・バス導入加速事業」で予算満了のため等により補助を受けられない場合は当財団に相談して下さい。

<CO2の削減について>

問3-1 事業の効果【CO2排出削減量】を算定する場合及び経費内訳の「当該車両と同等の運搬能力を有する車両」とはどの車両を指すのか？

- A 車両の入れ替え（代替）であれば、代替車両が、補助対象車両と同等の運搬能力を有していれば、その車両を指します。

代替車両がない場合（代替車両の運搬能力が補助対象車両と異なる場合や補助対象車両を増車した場合）は、平成21年に購入したと仮定した、補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両を指します。

問3-2 補助対象車両と同等の運搬能力とはどのようなことか？

- A 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両とは、補助申請車両と自動車検査証の「車体の形状」が同一で、同様の使用用途に供する車両であり、「車両総重量」が5%以内である車両を指します。

問3-3 補助対象車両と同等の運搬能力を有する代替車両の価格の証明はどのようにすれば良いか？

- A 補助対象車両と同等の運搬能力を有する代替車両の領収書等がある場合は、当該領収書等で証明することになります。ただし、「補助対象車両と同等の運搬能力を有すること」も価格の証明とは別に証明していただく必要があります。

領収書等が無い場合には、代替車両又は補助対象車両を購入したディーラー又は車両メーカー等に代替車両の新車購入時の価格を証明してもらう必要があります。

この代替車両の新車購入当時の価格証明は、文書で提出していただく必要がありますが、特に定めた様式はありません。

また、見積書のように社印等を押印した正式文書でなくとも、ディーラー又は車両メーカー等の現在の担当者の私印で証明していただいた文書でも差し支えありません。

問3-4 補助対象車両と同等の運搬能力を有する代替車両は、中古車の場合や、公共団体の払い下げでも良いのか？

- A 補助対象車両と同等の運搬能力を持つ代替車両が、中古車での取得や公共団体の払い下げなどによって取得した車両にあつては、その代替車両の新車時の価格を車両メーカーやディーラーなどに証明してもらう必要があります。

なお、価格証明の方法については、問3-3の回答をご参照ください。

問3-5 様式第17【別紙1】実施計画書に記載する「年度間走行距離」は、どのように算出するのか、また、その根拠は必要か？

- A 「実施計画書の補助対象車両別年度間走行距離一覧表（別紙1-2）」に以下により記載してください。

算出根拠は、必要に応じて提出を求める場合があります。

- ①補助対象車両が買い替えて、従来の車両の稼働区域やルート及び稼働日数等が同一又はそれに近い場合は、実績に基づき記載してください。

なお、代替とした車両の稼働区域やルート及び稼働日数等が一定でない場合には、過去の実績を踏まえ推計してください。

- ②補助対象車両が増車や代替車両とルートの変更等がある場合は、補助対象車両が予定する稼働区域やルート及び稼働日数等並びに類似の廃棄物収集運搬車の稼働実績を勘案し算出してください。

問3-6 CO₂年間排出削減量を求める際の「当該車両と同等の運搬能力を有する車両の燃費」は何を使用したらよいか？

- A 代替車両のある、なしに係わらず、補助申請車両のモード燃費に対する「当該車両と同等の運搬能力を有する車両の燃費」は、2011年以前の計測モードであるためモード燃費計測ベースの違いから計算値に支障が発生することがありますので、「補助申請車両のモード燃費÷1.05」を「当該車両と同等の運搬能力を有する車両」の燃費としてください。

問3-7 補助対象車両について、営業運転を行ったところ補助金申請時に予定していたCO₂排出量の削減量に達しなかった場合には補助金は返還するのか？

- A 補助金申請時のCO₂削減量に達しなかった場合には、その原因を分析し詳細かつ具体的に記載するとともに、翌年度以降の改善計画を記載した事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣あて提出して下さい。

なお、改善等の措置を怠った場合には、補助金の返還などの措置を執る場合がありますが、正当な理由が認められ、適正な改善が図られれば補助金の返還等はありません。

問3-8 「エコドライブなど適正運転の実施」及び「車両の維持管理の取り組み」の両方ともに内容欄の項目のいずれかの取り組みを行っていること、とは書式で足りるのか？日報等の記録の提出や計画書の提出が必要か？

- A 運営中の廃棄物収集運搬事業で、既に日常的に実施している該当項目に○印を記載していただくだけで結構です。

なお、必要に応じて、日報や具体的な実施方法等の提示を求める場合があります。

＜その他＞

問4-1 補助対象車両の申請台数に上限はあるのか？

A 補助対象となる車両であれば申請台数に上限はありません。

問4-2 補助事業で取得した車両であることを明示するにはどのようにしたらよいか？

A ひな形に示すとおりの内容のステッカー等を必ず補助対象車両の見やすい部分に貼って下さい。

なお、ステッカーは、当財団から購入することも可能です。

問4-3 自動車重量税などを含めて良いのか。また、消費税は含むのか。

A 《交付申請の手引き》9Pの記載とおり、既存車両の廃棄費、予備品、自動車重量税、保険料、官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募申請などに係る経費等は補助対象外になります。

消費税についても、同じく《交付申請の手引き》9Pの記載とおり、原則、補助対象経費から除外してください。なお、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる場合については、《交付申請の手引き》13Pに記載しています。

問4-4 代替車両の下取り額は、どのように扱えばよいか。

A 代替車両の下取り額は、補助対象車両の価格とは関係ないと解釈し、考慮する必要はありません。